

報 廣 ま っ だ い

昭和53年10月15日発行
第227号
新潟県松代町公民館
電話 松代 7-2301番
印刷・松代印刷所

町の決算を認定

町議会第3回定例会

蓬平・あざみ平・儀明分校が独立校に

9月29日、松代町議会第3回定例会が招集され、昭和52年度決算の認定など13の案件が付議・議決されました。議決された主な内容は次のとおりです。

報告事項

◇専決処分の承認について

6月26日の集中豪雨の際、田沢地内の土砂くずれにより災害を受けた水道施設の復旧費二五〇万円を簡易水道事業特別会計に追加し、総額を歳入歳出それぞれ三億一、六七〇万円と専決処分したことを報告し承認されました。

- 議決事項
- ◇53年度一般会計補正予算(第3号)について
- 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ八、六九一万三千円が追加され、総額がそれぞれ二億四、二二六万八千円となりました。
- 「歳入」主なもの
- 町税 四五〇万円
 - 自動車重量譲与税三〇〇万円
 - 自動車取得税交付金 二五〇万円
 - 地方交付税 四、三二九万円
 - 国庫支出金 七〇五万円
 - 県支出金 一、一三五万円
 - 町債 一、四四六万円
- 「歳出」主なもの
- へき地患者輸送用雪上車購入費(一台) 六六〇万円
 - 簡易水道特別会計繰出金 九〇五万円
 - 団体営圃場整備 一〇〇万円
 - 村道整備事業(田沢・下山線、下山・海老線) 一、四五〇万円
 - 上越地域消防事務組合負担金 一四四万円
 - 消防団員退職報償組合追加負担金 一四九万円
 - 峠・海老地区消火栓及び格納箱(27組)買入費 二三〇万円
 - 蓬平ポンプ器具置場復旧工事 一七九万円
 - 防火水槽建設補助金(六・二六豪雨災害のもの) 二二〇万円
 - 教育費(教材基準改訂による備品購入費) 一〇二万円
 - 六・二六豪雨災害復旧費(土木施設関係) 二、二〇〇万円
 - (農林施設関係) 一、二六七万円



第一回町民マラソン大会

「健康と明るい町づくりをめざして」

。昭和53年災害復旧費 七三三万円

◇簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一、七八万九千円を追加し総額をそれぞれ三億二、七四八万九千円としました。

「歳入」主なもの

。国庫支出金 一七八万円
。繰入金(一般会計より) 九〇五万円

「歳出」主なもの

。峠地区連絡管工事請負費 八六五万円
。海老地区簡水附带工事 三〇万円

。六・二六豪雨災害復旧費 一〇六万円

◇町道の認定について

犬伏字後倉を起点に犬伏字下越道を終点とする旧国道2号線(総延長四二八m・巾員三・五(四m)と、孟地字三十刈を起点に犬伏字向林を終点とする犬伏孟地線(総

町教育委員に

関谷 力氏が

新任されました。

長い間町教育委員として町の教育振興のためにご尽力されてこられた、柳達太郎氏が9月30日をもって委員を辞任され、その後任に大正医院の関谷力氏(大正15年2月8日生)が9月定例議会で同意を得、任命されました。任期は四年です。

異動後の委員会構成は次のとおりです。

△委員長▽

牧田大平 大正元年8月27日生

△委員長職務代理▽

方羽卓司 明治42年5月16日生

△委員▽

関谷 力 大正15年2月8日生

△委員▽

小堺哲夫 昭和7年2月28日生

△教育長▽

島田健司 大正8年1月10日生

延長四一五m・巾員四(五m)を町道に認定しました。

◇町道の廃止について

田沢字七ツリ畑一七七番地二を起点に一七五番地を終点とする旧国道線総延長七一八mのうち一二三mを町道からはずしました。

◇統合中学校校庭整備工事の請負契約について

工事費 三、八〇〇万円
請負者 新潟市・長谷川体育施設K・K新潟営業所

(53年度・54年度の継続事業です。)

◇松代町立学校設置条例の一部改正について

蓬平分校・あざみ平分校・儀明分校の三校を独立校として、蓬平小学校・あざみ平小学校・儀明小学校とするものです。
(54年4月1日から施行)

◇昭和52年度一般会計・国民健康保険特別会計・簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◇国民健康保険制度の改善強化に
関する意見書の提出について
以上の四点についての意見書を
国の行政機関に発送するものです。
一、 老令者医療保健に関する制度
改革を早期に断行し、昭和54年
度中に実施すること。
二、 高額療養費に対する国庫負担
制度を確立し負担率を2分の1
以上とすること。
三、 公費負担医療制度の見直しを
行い公費優先とすること。
四、 療養給付費負担金は現行40%
を確保し、財政調整機能の強化
をはかること。

毎月10日は
交通安全家庭の日

夜間の交通事故に
気をつけよう

スピードはひかえめに

戸籍の窓口から

九月受付分(受付順)

ごけつこん
おめでと



村山峰夫・西方睦子 犬伏 辰円
堀川直司・斎藤節子 福島 橋場
井上陽一・川口和子 寺田 横手

おたんじょう
おめでと



瀬沼由則 父伸彦 長男 松代せぬま
母洋子

井上 俊 父太平 長男 寺田和泉屋
母雪子

藤本郁子 父保久 長女 菅刈
母文子 孟地中学校

若月沙織 父進 長女 田代木戸口
母美佐子

村山亜紀子 父友一 二女 室野 粧や
母京子

相沢宏和 父哲夫 二男 松代友左エ門
母弓子

おくやみ
(死亡)



片桐 アイ 四〇才 清水 善八
山賀 正成 七四才 小荒戸 隠居
池田 正義 六六才 筋平 堂
鈴木 トウ 八一才 松代あねん橋
市川 亀次郎 六八才 太平 新屋
佐藤 タイ 八五才 室野 三吉屋

人口のうごき

10月1日現在

| | | |
|-----|-------|------|
| 世帯数 | 1,944 | (+0) |
| 人口男 | 3,775 | (+4) |
| 人口女 | 3,837 | (+1) |
| 計 | 7,612 | (+5) |
| 出生 | 6 | 死亡 6 |
| 入 | 15 | 出 10 |
| 増 | 21 | 減 16 |

町の家計簿

一般会計決算概況

◆歳入

一九億三千六三三万円

◆歳出

一八億七千五九六万円

昭和52年度の一般会計は、一七億一千八〇〇万円の予算でスタートしました。その後何回かの補正が行なわれ、別表のような決算額となりました。

歳入決算額は、十九億三千六三三万円の前年度に比較して四億六千三六八万円の増加で31・76%の増加率となりました。歳出が33・24%の伸びで一八億七千五九六万円。差引額六、〇三七万円となり、統合中学校建設事業の継続繰越財源三、〇九〇万円を除いた実質収支は二、九四七万円の形式黒字となりましたが、前年度の二、九六九万円と比較して二二万円の赤字になります。しかし実質単年度収支は一億三、〇七五万円の積立金があり一億三、〇五三万円の黒字になりました。

◆歳入構成比は、市町村税・地方交付税等の一般財源が49・5%、国庫支出金・町債・その他の特定財源が50・5%となっていますが、地方交付税を始め、国庫・県支出金・町債等が全体の80%を占め依存財源になっています。

国庫支出金は、前年度に比べ75%の上昇率となりました。これは圃場整備・林道の整備・農業機械の購入。統合中学校建設事業費等の補助増によるものです。

地方債は前年比六、七三〇万円の増加となりましたが、集落開発センター。公営住宅の建設。統合中学校の建設。圃場整備。道路の改良舗装事業等の基盤的投資事業の増によるものです。

(次頁に続く)

目的別歳出内訳

前年度 14億4千209万円
前年比較 4億3千387万円の増

| 科目 | 区分 | 昭和52年度 | | 昭和51年度 |
|-----------|----|-----------|------|-----------|
| | | 支出額 | 構成比 | 支出額 |
| 1. 議会費 | | 27,402 | 1.5 | 23,247 |
| 2. 総務費 | | 310,788 | 16.6 | 167,921 |
| 3. 民生費 | | 146,835 | 7.8 | 168,135 |
| 4. 衛生費 | | 67,271 | 3.6 | 55,197 |
| 5. 労働費 | | 11,130 | 0.6 | 10,910 |
| 6. 農林業費 | | 325,930 | 17.4 | 267,642 |
| 7. 商工費 | | 2,447 | 0.1 | 1,972 |
| 8. 土木費 | | 393,606 | 21.0 | 319,103 |
| 9. 消防費 | | 53,043 | 2.8 | 64,885 |
| 10. 教育費 | | 416,433 | 22.2 | 267,428 |
| 11. 災害復旧費 | | 23,899 | 1.3 | 18,238 |
| 12. 公債費 | | 97,178 | 5.1 | 77,413 |
| 13. 予備費 | | | | |
| (3) | 計 | 1,875,962 | 100 | 1,442,091 |

歳入内訳

前年度 14億7千265万円
前年比較 4億6千368万円の増

| 区分 | 昭和52年度 | | 昭和51年度 | |
|--------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 収入額 | 構成比 | 収入額 | |
| 1. 町税 | 123,555 | 6.4 | 104,595 | |
| 2. 地方譲与税 | 21,628 | 1.1 | 18,528 | |
| 3. 自動車取得税交付金 | 14,930 | 0.8 | 13,563 | |
| 4. 地方交付税 | 797,926 | 41.2 | 706,941 | |
| 5. 交通安全対策交付金 | 436 | | 323 | |
| 6. 分担金及負担金 | 51,575 | 2.7 | 44,891 | |
| 7. 使用料及手数料 | 6,590 | 0.3 | 4,961 | |
| 8. 国庫支出金 | 251,461 | 13.0 | 97,451 | |
| 9. 県支出金 | 190,514 | 9.8 | 154,888 | |
| 10. 財産収入 | 47,405 | 2.4 | 28,064 | |
| 11. 寄附金 | 0 | | 0 | |
| 12. 繰入金 | 20,000 | 1.0 | 0 | |
| 13. 繰越金 | 30,567 | 1.7 | 32,493 | |
| 14. 諸収入 | 63,152 | 3.3 | 16,659 | |
| 15. 町債 | 316,600 | 16.3 | 249,300 | |
| | 計 | 1,936,339 | 100 | 1,472,657 |

：昭和52年度会計決算：

◇目的別歳出の状況は別表のとおりです。構成比では教育費・土木費・農林業費・総務費で77%を占めています。教育費の前年比一億四、九〇〇万円、55・7%の増は統合中学校建設第2年度計画の執行によるものです。土木費の23・3%増は駅前道路整備事業、公営住宅の建設が主要な増加となっています。農林業費の21・8%増は、農業基盤の改良を計る圃場の整備と共に農業機械の導入、育苗施設補助等の増によるものです。性質別歳出は、予算が実質的にどのような内容の経費に使われたかを見たものです。義務的経費（25・5%）の内訳をみますと、職員給与・議員・教育委員・区長などの各種行政委員の報酬等の人員費が前年比11・1%増の16・8%を占め、町の借金の返済額にあたる公債費が5・1%、生活保護世帯・心身障害者等への救護費にあたる扶助費が3・6%となっています。投資的経費は前年比二億一、七九三万円、34・3%の増となっています。

性質別歳出

| 区 分 | 昭和52年度 | | 昭和51年度 |
|--------------|-----------|------|-----------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 |
| 1. 人件費 | 313,816 | 16.8 | 282,430 |
| 2. 物件費 | 208,039 | 11.1 | 182,519 |
| 3. 維持補修費 | 43,886 | 2.3 | 41,520 |
| 4. 扶助費 | 66,803 | 3.6 | 65,654 |
| 5. 補助費等 | 119,656 | 6.4 | 105,612 |
| 6. 公債費 | 96,356 | 5.1 | 76,590 |
| 7. 積立金 | 130,754 | 7.0 | 8,836 |
| 8. 投資及び出資金 | 2,156 | 0.1 | 2,052 |
| 9. 繰出金 | 37,674 | 2.0 | 38,982 |
| 10. 前年度繰上充用金 | | | |
| 11. 普通建設事業費 | 830,737 | 44.4 | 617,556 |
| 12. 災害復旧事業費 | 22,159 | 1.2 | 17,404 |
| 13. 失業対策事業費 | | | |
| 合計 | 1,872,036 | 100 | 1,439,155 |

(4)

町税の徴収実績

歳入総額の六・四%
一億二千三五五万円

歳入総額は一億二、三五五万円
で前年度に比較すると一、八九〇
万円、18・13%の増加率となりま
した。これは住民税で個人の課税
所得の増加傾向と共に建設法人の

事業量の増加に比例する課税標準
の上昇により15%の増加率となっ
たのと、固定資産税の家屋の新増
築分の課税資産の増加が主となっ
ています。

町民税
5,544万円
44.9%

固定資産税
3,708万円
30%

たばこ消費税
1,847万円
15%

電気ガス税
758万円
6.1%

軽自動車税
445万円
3.6%

木材引取税
49万円
0.6%

町債（借入金）

現在高は
合計

一〇億二千一八六万円

町債とは、大きな建設事業など
のためにした借金で昭和52年度町
債の合計は三億一、六六〇万円で
主なものは次のとおりです。

- 一般単独事業債（町道・特別豪
雪対策事業） 六、六八〇万円
- 公営住宅建設事業債
一、七二〇万円
- 辺地対策事業債（昭和橋架替）
一、四七〇万円
- 過疎対策債（統合中学校建設・
町道整備・集落開発センター建
築等） 一億七、一三〇万円
- 財政対策債（林道・圃場整備）
二、五八〇万円
- 県貸付金（消防施設・国道負
担金） 八三〇万円
- 一般公共事業債（災害関連事業）
二六〇万円

昭和52年度松代町会計別決算総括表 (単位：千円)

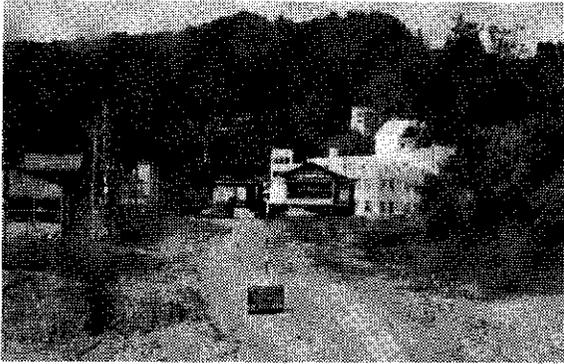
| 会計別 | 区 | 分 | 予算額 | 決算額 | 予算額に対する 決算額の増減 | 予算対 決算の比 |
|--------------------|---|----------|---------------|---------------|-------------------------------|-------------|
| 一般会計 | 歳 | 入 | 1,932,000,000 | 1,936,339,865 | 4,339,865 | 100.2 |
| | | 出 | 1,932,000,000 | 1,875,962,904 | △56,037,096 | 97.1 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 60,376,961 | 翌年度へ繰越 | |
| 国民健康 保険 特別会計 | 歳 | 入 | 343,449,000 | 343,451,207 | 2,207 | 100.0 |
| | | 出 | 343,449,000 | 327,024,456 | △16,424,544 | 95.2 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 16,426,751 | 基金繰入 821,400 翌年度繰越 821,275 | |
| 国保診療 施設 特別会計 | 歳 | 入 | 41,575,000 | 40,663,276 | △911,724 | 97.8 |
| | | 出 | 41,575,000 | 40,471,497 | △1,103,503 | 97.3 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 191,779 | 翌年度へ繰越 | |
| 簡易水道 特別会計 | 歳 | 入 | 67,972,000 | 69,103,458 | 1,131,458 | 101.7 |
| | | 出 | 67,972,000 | 65,258,259 | △2,713,741 | 96.0 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 3,845,199 | 翌年度へ繰越 | |
| 農業共済 特別会計 | 歳 | 入 | 43,127,000 | 43,073,798 | 53,202 | 99.9 |
| | | 出 | 43,127,000 | 25,588,710 | △17,538,290 | 59.3 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 17,485,088 | 翌年度へ繰越 | |
| 総合計 | 歳 | 入 | 2,428,123,000 | 2,432,631,604 | 4,508,604 | 100.2 |
| | | 出 | 2,428,123,000 | 2,334,305,826 | △93,817,174 | 96.1 |
| | | 歳入歳出差引残額 | 0 | 98,325,778 | | |

お金はこんなところに使われました。

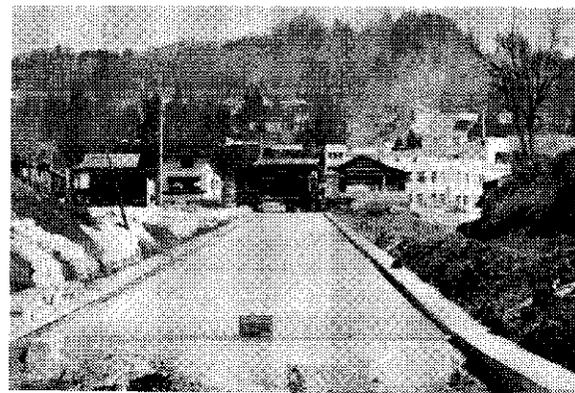
52年度主要支出

- 。ジープ1台購入費 一七六万円
- 。町消防庁舎屋根防水補修工事等 三一九万円
- 。統合中学校・プール用地隣接地買収補償 二一六万円
- 。克雪対策事業(冬期保安要員報酬・機械修理費等) 一、三五四万円
- 。上越地域消防事務組合負担金 三、七四二万円
- 。蒲生保育園増築工事 二三〇万円
- 。圃場整備事業 一億七、五八四万円
- 。林道整備事業(田沢・下山線開設工事、下山・海老線舗装工事) 四、〇三八万円
- 。南部線・蓬平線農免農道開設負担金 一、一九九万円
- 。道路改良・舗装事業 一億二、八三二万円
- 。昭和橋架替工事 一、五〇〇万円
- 。善宗塚住宅建設 五、七五二万円
- 。松代駅前整備工事 四、八二四万円
- 。湿地用ブルドーザー購入費 七五〇万円
- 。国県道整備事業負担金 一、七六二万円

▼ 駅前道路工事前



▼ 駅前道路工事後



- 。中学校統合校舎建築 二億三、五七八万円
- 。統合中学校寄宿舎道路取付及び敷地造成工事一、〇五〇万円
- 。集落開発センター建設(濁) 六六一万円
- 。特定農山村振興事業(水稻育苗施設1棟50ha・農業機械・トラクター4台・コンバイン2台・乾燥機4基) 一、七九五万円
- 。造林関係事業 七四三万円
- 。地方バス路線維持補助金 一〇九万円



第1回町民マラソン大会

10月8日、秋晴の下第一回町民マラソン大会が松代中学校グラウンドを出発、決勝点に太平・菅刈・小荒戸部落内を折返し、1・2・3・5kmの4コースに分け開催されました。

この大会は、年令と体力に応じた走力を知り、お互いの若さと健康を喜びあい、明るい町づくりを寄与しようということを目的に開催されたものですが、六五〇名を越す参加申込み者があり、関係者を喜ばせました。

大会会長の秋山町長のあいさつ。牧田町教育委員長・市川松代小学校長の祝辞。小菅大会審判長の競技上の注意のあと、選手を代表して町マラソン協会関谷那一さんの力強い宣誓で競技が開始されました。競技は小学生から老年（60才以上）まで、18種目に分け実施されましたが、選手全員完走、事故もなく盛会に終了しました。大会実施運営にご協力くださいました方々に厚くお礼申し上げます。

運動をする人としていない人では、10歳ほどの体力差があるといわれています。さそいあってまず足元から体力づくりを始めます。大会の成績は次のとおりです。

- ◇小学生男子 1KMの部
 - 第一位 佐藤裕二 (清水小)
 - タイム 三分四十七秒
 - 二位 五十嵐政和 (孟地小)
 - 三位 桑原雄二 (桐山小)
 - 四位 横尾賢治 (峠小)
 - 五位 中村慎二 (清水小)
- ◇小学生男子 2KMの部
 - 第一位 秋山淳也 (清水小)
 - タイム 七分二十三秒
 - 二位 若井義広 (蓬平分)
 - 三位 石田幸二 (孟地小)
 - 四位 佐藤和彦 (室野小)
 - 五位 若井 守 (蓬平分)
- ◇小学生男子 3KMの部
 - 第一位 若井明宏 (蓬平分)
 - タイム 十一分三十四秒
 - 二位 富沢政彦 (松代小)
 - 三位 樋口和成 (北山小)
 - 四位 中村 修 (蒔平分)
 - 五位 若井 健 (蓬平分)
- ◇小学生女子 1KMの部
 - 第一位 中村智恵子 (清水小)
 - タイム 四分四秒
 - 二位 小野島智子 (清水小)
 - 三位 小山純子 (桐山小)
 - 四位 金井小百合 (清水小)
 - 五位 桑原まゆみ (桐山小)
- ◇小学生女子 2KMの部
 - 第一位 高橋美由希 (松代小)
 - タイム 七分四十秒
 - 二位 小野島美恵子 (清水小)
 - 三位 柳 紀子 (菅刈分)
 - 四位 中村あけみ (清水小)
 - 五位 小山紀子 (蒔平分)
- ◇小学生女子 3KMの部
 - 第一位 秋山久美子 (清水中)
 - タイム 八分三秒
 - 二位 鈴木智子 (松代中)
 - 三位 植木ますみ ()
 - 四位 佐藤律子 (清水中)
 - 五位 柳 恵子 (松代中)
- ◇中学生女子 3KMの部
 - 第一位 関谷秀子 (松代中)
 - タイム 十一分五十五秒
 - 二位 志賀菊江 (松代中)
 - 三位 高橋弥生 ()
 - 四位 中村綾子 (清水中)
 - 五位 五十嵐まり子 (松代中)
- ◇中学生男子 3KMの部
 - 第一位 田辺伸一 (山平中)
 - タイム 十分七秒
 - 二位 宮沢利孝 (松代中)
 - 三位 柳 雅樹 ()
 - 四位 山岸正広 (山平中)
 - 五位 市川康男 (松代中)
- ◇中学生男子 5KMの部
 - 第一位 市川英明 (松代中)
 - タイム 十七分七秒
 - 二位 高橋国雄 (山平中)
 - 三位 佐藤純一 (松代中)
 - 四位 若井俊幸 ()
 - 五位 佐藤 稔 (孟地中)
- ◇青年男子 5KMの部
 - 第一位 高沢誠一
 - タイム 十九分二十七秒
 - 二位 齊木 優 三位 鈴木誠一
 - 四 柳 健司 五 関谷邦一
 - 六 市川輝雄 七 菅井正一
 - 八 伊藤久雄 九 武田芳夫
 - 十 佐藤達次郎
- ◇青年女子 2KMの部
 - 第一位 高橋美智子
 - タイム 九分十四秒
 - 二位 富沢春代
- ◇婦人 (40才、59才) 1KMの部
 - 第一位 関谷ヤイ
 - タイム 四分十八秒
 - 二位 市川トリ 三位 富沢アサノ
 - 四 市川マサ 五 高橋フミ
 - 六 村山チイ 七 関谷梅子
 - 八 富沢ヨチ 九 高橋ハルエ
 - 十 菅井キクノ
- ◇婦人 (20才、39才) 1KMの部
 - 第一位 高橋啓子
 - タイム 四分二十五秒
 - 二位 佐藤敏子 三位 柳 ミチ
 - 四 佐藤茂子 五 山賀サワ子
 - 六 小山キミ子 七 相沢キヨ子
 - 八 関谷美子 九 若井タカ
 - 十 小堺菊代
- ◇第一壮年 (30才、40才) 3KMの部
 - 第一位 山賀 茂
 - タイム 十一分五十六秒
 - 二位 柳 昇 三位 相沢武男
 - 四 山賀敏夫 五 山賀啓司
 - 六 関谷正次 七 若井利晴
 - 八 市川嘉吉 九 高橋広市郎
 - 十 松永 勝
- ◇第二壮年 (40才、49才) 2KMの部
 - 第一位 鈴木正利
 - タイム 八分七秒
 - 二位 市川新一郎 三位 佐藤政行
 - 四 相沢政喜 五 石野 勝
 - 六 山賀利一 七 相沢喜八郎
 - 八 古島辰雄 九 柳 勇
 - 十 市川 勇
- ◇第三壮年 (50才、59才) 1KMの部
 - 第一位 富沢 庚
 - タイム 四分二十九秒
 - 二位 関谷芳太郎 三位 若井武徳
 - 四 市川泰治 五 柳啓一郎
 - 六 高橋芳平 七 品田儀一郎
 - 八 赤川四郎
- ◇老年 (60才以上) 1KMの部
 - 第一位 関谷正好
 - タイム 四分二十九秒
 - 二位 柳和長次 三位 市川寅太郎
 - 四位 柳 三郎 五位 関谷太平
 - 六 富沢伍作 七 万羽ヒデ
 - 八 室岡幹男 九 小堺嘉市
 - 十 石口ブソ



国保強調月間

健康家庭に報償

国保加入世帯で家族ぐるみ医療費の給付を受けなかった世帯の健康をたゞえて、毎年十月記念品を贈呈いたしておりますが、今年もつぎの方々が該当世帯に選ばれましたので、近日中に記念品の贈呈を行うことになっております。

◎報償要件

- 一 五年以上 医療費の給付を受
- 二 三年以上 けなかった世帯
- 三 一年以上

この調べは毎年三月三十一日現在で調査いたします。

三 右の期間内に国保税等の滞納金がないものでお医者さんからの請求書又は受領書により医療の給付を受けたことがない国保世帯に対して予算の範囲内において報償する。

※五年以上医療給付を受けなかった世帯

柳 金兵衛 千年 田 保
若月 ミカ 田 代 島田屋

※三年以上医療給付を受けなかった世帯

武田 幸作 松 代 武田屋
中村 順一 清 水 与惣兵衛
山岸 長則 蒲 生 治三郎
牧田 亮次 峠 阪 本

※一年以上医療給付を受けなかった世帯

市川 藤蔵 田 沢 与右工門
寺崎 正 桐 山 せいぜん
小堺 清松 蓬 平 田 中
小堺 進一郎 蓬 平 おき
石沢 三平 海 老 坂 屋
池田 静雄 田之倉 油 屋
中村 イネ 田 代 庄 ぜん
村山 ヒデ子 室 野 四郎助
山岸 幸一 室 野 浦 島 屋
谷沢 義政 濁 野 宮 下
牧田 惣平 峠 家 持

松代町の王座を占めている千年部落の家号「たっぱ」柳金兵衛さんご一家は過去七年間一度も医療給付の恩恵を受けたことがなく現在も継続して無給付世帯を維持している世帯であるので国保係が訪問してレポートした健康法を一寸



▲千年 柳金兵衛さんご夫婦

紹介します。

◎(衣) 衣服は厚・薄着にかゝわりなく普通だが何時も肌着だけは清潔なものをも身につけている。

◎(食) 主に自家作の野菜料理で魚は下ジョウウなどをつかまえたとき豆腐汁で食べる程度、肉もたまに食べるが、他と比較すれば一口に言って粗食の方である。

奥さんは虫歯一本もなく若々しく健康そのもの。ご主人は歯が欠けているので、日常の食事はすべてやわらかく、冬期間の朝食は殆んど白餅二枚宛、ご飯は軽く二杯味噌汁一杯、うまいからとて決して、たら腹食べない。

◎(住) すまいは茅葺屋根の大きな家で、中の間十八畳、中央にイロリ(冬は炬燵)木炭三俵、年間炊木生活、冬は中の間の暖房を兼ねて、コロナーコンロで煮炊きするだけ、それ以外は殆んど化学燃料は使わない。

嗜好 酒・タバコは吸わない。

△健康法

別にこれと言って取り立てゝの健康法はございません。現在ご主人六十九才、奥さん六十八才、四男四女の子宝に恵まれた夫婦であるが、子供さんは学校卒業と同時に都会生活、結婚等で家にはおらず、二人暮りで約一反歩余りの田圃を耕作している。老境に入ってから、きもをや

いたり、興奮したりしないで、のんびりと、心を平らに持つことが健康につながることはないでしょう。風呂が大好きで一年中風呂を休むことがない。冬には風呂場に草花を咲かせ眺めながら風呂に入って好きな歌を唄っている。

夏は一キロの田圃まで一日二往復、決して体に無理な労働はしない。家の廻りや、山の荒し畑に草花を咲かせて楽しんでる。

農協の売薬、解熱錠(たまに歯の熱がでたとき)呑むだけで殆んど売薬も呑まないし、風邪も引かない。

唄本は、いつも座椅子のそばに置いてテレビ番組の唄のあるときはテレビと一処に唄のけいこをしていると秋の夜長もつい十時頃になつてしまします。

歌が唄えるので老人クラブの会合も楽しく、人気もの。これが金兵衛さんご一家の健康法につながるのではないでしょう。

秋季火災予防運動 期間十月二十六日

十一月一日

統一標語

「それぞれの持場で
生かせ火の用心」

本年も秋の火災予防運動が上越地方一帯に実施されます。

これからは寒さとともに火を使う機会が多くなりますが、ご家庭では次のことに注意して火災のない幸せな町にいたしましょう。

- ・ 幼児や老人だけを残して、外出することは極力さけましょう。
- ・ 幼児や老人の安全な避難方法を皆んなで考えましょう。
- ・ 寝る前の火の元点検を必ず行う習慣づけましょう。

- ・ 寝たばこは絶対にやめましょう。
- ・ また、させないよう常に注意しましょう。
- ・ 自分が使う火は消すまで、責任をもち、その都度安全を確認しましょう。
- ・ 一日一回は防火について反省しましょう。

農業者年金制度が 一部改正になりました

※加入できなかつた

方に朗報

※年金額が改定に

なりました

当然加入資格のある経営主で、保険料の時効により農業者年金に加入できなくなっていた方（大正五年生まれより昭和十一年生まれまでの方が該当）に加入の道が開かれました。（昭和十二年以降に生まれた方も特別納付の申し出はできます。）加入要件は次のとおりです。

- ☆ 大正五年一月二日以降に生まれた者であること。
- ☆ 昭和四十六年頃より現在まで国民年金の被保険者であること。
- ☆ 昭和四十六年頃より現在まで自己名義の田・畑と小作地（やみ小作を含まない）の合計が五十アール以上あり、その土地について経営主として耕作していること。

前記の要件を備えていれば、現在六十才以上の年齢の方でも六十才までは加入することができます。（六十五才になると経営移讓年金がもらえなくなるので加入できません。）

なお、時効分の保険料は月額三千六百円です。

今回の改正は、残念ながら五十アール以下の経営主の方と後継者の方には該当いたしません。該当者は、一応農業委員会で把握しましたので、それらの方については農協を通じて加入の依頼があるとありますが、当委員会の把握も完全であるとはいえません。特別加入の申し出は、昭和五十四年十二月までであり、まだ一年以上の間がありますので、前記要件に該当すると思われる方は農協または農業委員会までご相談下さい。

おそらく今回の特例が最後の救済措置になると思われますので、この機会をみのがすことなくぜひ加入の手続きをとりましょう。

物価スライド制により、昭和五十三年七月より年金額が改定になりました。改定額は別表のとおりです。

また同時に離農給付金の額も改定され、従来の百二十五万円が百三十三万円に（大正五年一月一日以前生まれの高齢者の場合）・五十四万円が五十七万円（その他の人の場合）になりました。

この離農給付金の制度は、昭和五十五年五月で終了しますので、来年度（昭和五十四年度）中に離農を予定している方で給付金に該当しそうな方は、農地の処分に留意して下さい。なお、給付要件・処分方法を簡単に別記しておきますが、くわしくは農業委員会までご相談下さい。

〔給付要件〕

。農業者年金の加入期間が三年未満であること（自己名義の土地と小作地の合計が五十アール以上ある人は、大正五年一月一日以前に生まれた人を除き取得してから三年以上経過すると、たとえ農業者年金に加入していなくても該当になりません。）

。三十アール以上の農地につき過去五年以上経営主として耕作していること（自己名義の土地に限る。）
。離農日の一年前より離農日までの間に、農地を山林・宅地・雑種地等に転用しないこと。

〔処分方法〕

。すべて第三者（農業者年金に加入している人が望ましい）に譲渡すること。（経営規模の少ない人に譲渡すると給付金がもらえなくなる恐れがあります。）

大正5年～昭和11年生まれまでの方も
加入の道が開かれました。

保険料納付済期間別の年金額（年額）

| 保険料納付済期間 | 60～64歳 | | 64歳以降 | | | 計 (B)+(C)+(D)+(E) |
|----------|-------------|-----------|------------|----------|-----------|----------------------|
| | 経営移讓年金(A) | 農業者年金 | | 国民年金 | | |
| | | 経営移讓年金(B) | 農業者老齢年金(C) | 附加年金(D) | 老齢年金(E) | |
| 5年の場合 | 円 364,100 | 円 36,400 | 円 45,500 | 円 12,000 | 円 343,100 | 円 437,000 |
| 6 " | 円 388,400 | 円 38,800 | 円 54,600 | 円 14,400 | 円 354,300 | 円 462,100 |
| 7 " | 円 412,700 | 円 41,300 | 円 63,700 | 円 16,800 | 円 365,500 | 円 487,300 |
| 8 " | 円 436,900 | 円 43,700 | 円 72,800 | 円 19,200 | 円 376,700 | 円 512,400 |
| 9 " | 円 461,200 | 円 46,100 | 円 81,900 | 円 21,600 | 円 387,900 | 円 537,500 |
| 10 " | 円 485,500 | 円 48,500 | 円 91,000 | 円 24,000 | 円 399,100 | 円 562,600 |
| 15 " | 円 606,800 | 円 60,700 | 円 136,500 | 円 36,000 | 円 455,100 | 円 688,300 |
| 20 " | 円 728,200 | 円 72,800 | 円 182,100 | 円 48,000 | 円 546,200 | 円 849,100 |
| 25 " | 円 910,300 | 円 91,000 | 円 227,600 | 円 60,000 | 円 637,200 | 円 1,015,800 |
| 30 " | 円 1,092,300 | 円 109,200 | 円 273,100 | 円 72,000 | 円 728,200 | 円 1,182,500 |
| 40 " | 円 1,456,400 | 円 145,600 | 円 364,100 | 円 96,000 | 円 728,200 | 円 1,333,900 |

「出稼ぎとされるみなさんへ」

年金

間もなく出稼ぎに出かけるみなさんに、国民年金係からお願ひがあります。

「年金手帳」は忘れずに
持参しましょう！！

出稼ぎ先の職場の労働担当者に「年金手帳」を提出して、厚生年金の記号番号（初めて厚生年金に加入する人）・加入年月日・喪失年月日を記入してもらって下さい。出稼ぎの期間（厚生年金加入期間）は国民年金の加入期間と合算して将来「通算年金」として受けることとなります。

国保

問い1 出稼ぎするときの国保の手続きはどのようになりますか。

答え 出稼ぎ先の事業所で社会保険（健康保険・日雇保険・全国土木）に加入するか否かで、手続きがちがってきますので注意して下さい。一、社保に加入する場合の手続、国保の窓口で資格得喪事業主証明書をもって会社に提出して下さい。二、社保に加入されない場合、家にある保険証を持参するえ、国保の窓口で国保の保険証をもらって下さい。

問い2 子供が東京の学校に行っているが、手続きがわずらわしいので、子供だけ国保にのこしておけないか。

答え 社会保険に加入される人は、原則的には、自分が扶養している家族を全員社会保険の被扶養者にしなくてはなりません。ですから学生だけのこすとか、老人は医療費が無料だから加入させる必要がないというのは、まちがったとおりあつかいです。事業所で社会保険の手続きをされる際に、学生の場

国民年金の届出は
そのつと速やかに！！

出稼ぎ先で厚生年金に加入したときは国民年金の喪失届を、出稼ぎから戻ったときは国民年金の加入届をそのつと速やかに手続をいたしましょう。

保険料を

掛け忘れると大変です

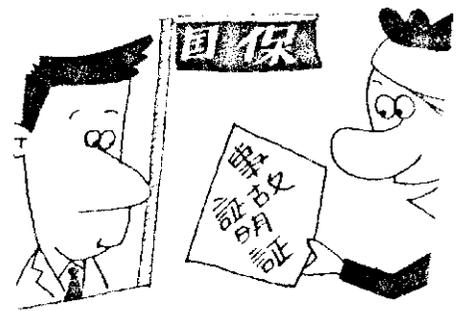
保険料を掛け忘れていると、通算年金（老令・障害）がうけられないこともありますので掛け忘れに十分注意しましょう。

最後に、「年金手帳」はあなたの分身ともいえるものですから、大切に保管しましょう。

合は在学証明書、その他の場合でも、住民票（世帯票の写）・扶養証明・所得証明書をあらかじめそろえて提出して下さい。手続きがわずらわしいと思われる人がみうけられますが、そうすれば簡単に切り替えることができます。問い3 出稼ぎ先から保険証が送られてこないうちに医者にかかる場合、保険証なしでも医者にかかれますか。

答え 社会保険に加入されたときは、14日以内に届出することになります。出稼ぎ先では、その手続きが遅れがちです。11月に届出がない場合は12月6日までに社保の遠隔地被保険証又は証明書が届かない場合は「医療費請求書予依頼カード」（黄紙）を使い、一ヶ月請求をのぼしていただいで下さい。町内の医療機関では、あらかじめ御協力をお願いしてありますので保険証なしでもこのカードで診療してもらえらると思えますが、町外ではこのカードは使えません。したがって資格が切れているのに国保の保険証を使った場合は、医療費の全額を支払わなければなりません。充分にご注意ねがいます。

国保と交通事故



交通事故など、第三者から傷害をうけた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担すべきものです。

（医療費だけでなく、慰謝料や休業補償なども同様です。）したがって、本来なら、医療費は加害者が直接お医者さんに支払うべきです。ところが、現実には、加害者と話し合いがつかない場合、加害者が金の持ち合わせのない場合が多いわけで、そういう場合、国保を使って治療をうけることはもちろん差しかえありません。ただしこの場合、医療費は、本来加害者が負担すべきものを、国保が一時立てかえて支払ってやっているとになります。したがって、国保としては、あとで加害者にその立替え分を請求することになります。

Ⅱ 示談の前に国保へ届出をⅡ

ところが、やっかいなことに、加害者と被害者との話し合いがついて、示談を結んでしまうと、その示談書のとりきめの内容が優先することになります。示談の内容によっては、国保が加害者に対する請求権を失ってしまうようなことにもなります。ですから、交通事故などのように、第三者から傷害をうけた場合は、示談を結ぶ前に、必ず国保へ「第三者行為による傷病届」（用紙は係にあります）を提出して下さい。

☆届出に必要な書類

- 一、自賠責保険証明書（加害者）
- 一、自動車検査証（加害者）
- 一、交通事故証明書（被害者）
- 一、事故発生状況報告書（被害者）

老人福祉週間

敬老行事が行われました

九月十五日は「敬老の日」でした。老人の方々には、県や町からいろいろの記念品やお祝い状が贈られました。

各老人クラブではそれぞれ会合をもって、記念品や祝い状の伝達式をかねて、お互いの健康を祝ったり、不幸にして、ねたきりになつていたり、都合で参加できなかった人たちの慰問などを行う等行事が行われました。

75才以上の方には、県知事からの「祝い状」とお祝いの菓子「千歳」が贈られました。松代町では約四百人の方が頂きました。

今年90才になられた方（明治20年9月22日から明治22年3月31日までの間に出生した者）には県知事から「祝い状」（額縁は町長から）と「寿」の座布団が贈られ、町では次の四名の方に9月14日町長が訪問して知事に代つてお届けしました。

鳴田ナヲ 千年 山本屋
西片カツ 菅刈 下ノ勝
山岸スミ 蒲生 善太郎
小堺ハナ 儀明 太田

町からは、今年85才になられた方（明治26年1月1日から12月31日までに出生した者）に額入りの町長の「祝い状」が14人の

老人医療費の受給者の中、一年間以上医療の給付を受けなかった方45名の方に「表彰状」と記念品の「敷布」が贈られました。が、その中、次の8名の方は3年以上医療の給付を受けなかった人です。

柳仙太郎 千年 西おけや
宮沢亮一 下山 おやけ
齊藤キクノ 田之倉 平右エ門
池田善七 田之倉 長左エ門
井上仁作 寺田 平蔵
仲村ナカ 儀明 ぎへい
五十嵐周治 竹所 くら
佐藤儀鷹 竹所 なややしき

◎今年結婚50年の金婚式を迎えられた方には県老人クラブ連合会から、県知事揮毫の「色紙」が贈られました。が、金婚夫婦の方は次のとおりです。

昭和53年度金婚夫婦

| 部落名 | 氏名 | 生年月日 | 屋号 |
|-----|--------|-------------|--------|
| 松代 | 齊木 友英 | 明40. 6. 10 | はらのおけや |
| " | トラ | 明41. 11. 25 | " |
| 小荒戸 | 五十嵐 又一 | 明39. 10. 15 | あたしや |
| " | トリ | 明45. 3. 13 | " |
| 小荒戸 | 富沢 亀次郎 | 明38. 1. 2 | 鍛治屋敷 |
| " | モト | 明40. 11. 11 | " |
| 芋島 | 柳 軍治 | 明39. 11. 4 | 新屋敷 |
| " | スイ | 明40. 6. 27 | " |
| 蒲生 | 小堺 又七 | 明43. 3. 8 | 下林 |
| " | セツ | 明42. 1. 2 | " |
| 室野 | 齊木 信太郎 | 明39. 4. 2 | 堂ノ浦 |
| " | ミト | 明41. 2. 6 | " |
| 峠 | 牧田 栄一 | 明35. 3. 16 | やなぎ |
| " | ソヨ | 明39. 4. 1 | " |
| 峠 | 山岸 正作 | 明41. 11. 20 | てらだ |
| " | コマ | 明38. 8. 7 | " |

1年以上老人医療費の給付を受けなかった者

| 部落名 | 氏名 | 部落名 | 氏名 |
|-----|---------|------|--------|
| 松代 | 柳 高 | 孟地 | 山本 オキノ |
| " | 沢 高 | 田野 | 本藤 キクノ |
| " | 高橋 ハル | " | 池田 喜七 |
| " | 富沢 キワ | 仙納 | 室岡 マツ |
| 小荒戸 | 大熊 祐平 | 寺田 | 井上 仁作 |
| 太田 | 市川 ヨシ | 蒲生 | 若山 ミノ |
| 千 | 関谷 トキ | 儀 | 小堺 政雄 |
| " | 中村 ナミ | " | 中村 ナカ |
| " | 柳 仙太郎 | " | 小堺 ウメ |
| " | 島田 ナヲ | 室野 | 草村 ナツ |
| 会蓬 | 万羽 昂 | 竹所 | 相沢 周治 |
| " | 小堺 シゲ | " | 五十嵐 儀一 |
| " | 小堺 カツ | " | 佐藤 吉セ |
| " | 若井 文蔵 | 峠 | 牧田 政吾 |
| " | 小堺 関右エ門 | " | 牧田 才 |
| " | 若井 忠蔵 | " | 牧田 治 |
| " | 小堺 ツル | " | 田沢 重信 |
| " | 小堺 クニ | 木和田原 | 中沢 義マ |
| 下海 | 宮沢 亮一 | " | 佐藤 山 |
| " | 若月 弥太郎 | " | 山岸 中 |
| " | 若月 ミユツ | " | |
| 犬孟 | 柳 カツ | " | |
| | 柳 キクノ | | |

家族そろって正月を

正月帰省バス運行

申込みは12月10日までに

毎年実施しております出稼者の正月帰省バスを今年も次により実施いたします。

出稼者の皆さんには、出稼労働者必携ですでお知らせいたしましたが、一般の方々でもご希望がございましたら料金を添えて12月10日までに役場職業係へ申込んで下さい。申込み用紙は役場に用意してあります。

正月帰省バス運行計画

| | 東京～松代 | 名古屋～松代 | お知りいただきたいこと |
|------|-------------------|----------------|--|
| 料金 | 3,800円 | 4,400円 | ・集合時間は厳守 ・荷物はスーツケース1ヶ程度 |
| 出発日 | 12月28. 29. 30日 | 12月 28. 30日 | ・酒類の飲食はほどほどに ・最悪の場合大島より歩かれる服装、履物の用意をお願いします。 |
| 集合場所 | 上野 西郷橋 | 名古屋 新幹線口前 | |
| 集合時間 | 午後 8時まで | 午後 7時まで | |
| 出発時刻 | 午後9時 | 午後8時 | |
| 松代着 | 翌朝9時頃 | 翌朝9時頃 | |

再赴任の受付は……1月2日（1日限りです）

お正月を一家団らんで過ごされた後職場へお帰りになれる場合も貸切バスを1月4日に運行する予定です。

受付は1月2日午前9時から午後3時迄役場職業係でいたします。電話等で申込んで下さい。この時間以外は一切受付を致しませんのでご了承を。

再赴任バス運行計画

| | 松代～東京 | 松代～名古屋 |
|------|------------|-----------------------|
| 第一次案 | (降雪のない場合) | 役場前発午後4時 東京・名古屋へ |
| 第二次案 | (若干の降雪の場合) | 役場前発午後4時 大島乗替で東京・名古屋へ |

方に、85才以上の方56人に記念品の「敷布」が贈られました。

“予防接種をじょうずに受けましょう”

● 予防接種はなぜ必要なのでしょう。

伝染病が少なくなった現在、予防接種による副作用が社会問題として大きくとり上げられるようになって、接種に不安をもつお母さん方が多くなってきました。伝染病が減ったことは大変よいことです。だからといって予防接種が無用になったことにはなりません。予防接種は伝染病を防ぐための一つの手段です。伝染病を防ぐには他の方法もあります。また現在では治療方法が確立しておいて特に予防手段を考えなくてもよい伝染病もあります。

現在実施されている予防接種はこれらのことを考えあわせたうえで実施されています。つまり、その伝染病が流行するおそれがあったら、著しく子供等の健康を損ねる心配があり、そして予防ワクチン等が十分効果があり安全であると認められるものに限って予防接種が行なわれます。

予防接種をすると、それぞれワクチンの種類によって多少の差はあっても、熱を出したり、注射のあとがはれたり、食欲がなくなったりして子供がむずかることがあります。

このように予防接種にはある程度の副作用がつきものである事を知っておいて頂きたいと思えます。予防接種は、病原菌を殺したもののや、毒性を弱くした病原ウイルス等を注射したり飲ませることによって免疫をつくる、いわばほんの少しの間、軽い病気のような状態をつくります。

このことから、接種を受ける子どもは、まず健康な状態にあることが必要です。

子どもが健全であるかどうかについては、かかりつけの医師ですと過去のデータやその子の体質などもよく知っていてもらえるので

それだけの確かな判断のもとに接種をしてもらうことができます。

従って、はじめての医師の場合や学校その他で行なわれる集団接種の場合には、接種する医師にその子の健康状態を正しく知ってもらうために、事前に配布されている通知書、問診票でその日の健康状態を確かめて頂くことが必要です。問診票の記入には殊に十分注意して下さい。

● 当日の注意

◇ 問診票 ◇

問診票の記入は正確でなければなりません。特に「体温」については体温計ではかって記入して下さい。

お母さんが書いた問診票は予診の際の手助けになり、医師はこれをもとにいろいろ知りたいことを聞くキッカケになります。接種をするときは、近所の人に頼むようなことはやめて、必ずお母さんが子どもをつれて行くようにして下さい。

◇ 母子手帳 ◇

子どもが生まれた時の体重や、正常分娩か、異常分娩か、いまままでに受けた予防接種は「いつ」「なにを受けたか」さらに「副作用はなかったか」など生れてから入学するまでの子どもの健康状態が記録してあるのが母子手帳です。

未熟児や虚弱児は接種後の反応が一般の子どもよりも強く出ることがあり、より安全な接種を行なうためにも注意が必要です。そして接種がすんだら、必ず母子手帳に記録してもらって下さい。

◇ その他 ◇

予防接種に行く前に顔つきはいつもと変らないか、かぜをひきはじめてはいないか、食欲はあるかどうか、いつもと変わった

ことはないかをもう一度確かめてみましょう。

子どもは一見元氣そうに見えても熱をだしていることがあるものです。もし気になる症状が少しでもあれば、担当の医師に相談して下さい。

◇ 次のような場合は受けられません。(禁忌)

- ① 熱のある時。
- ② ひどく栄養障害になっている時。
- ③ 心臓、腎臓、肝臓の病気があって状態の悪い時。
- ④ アレルギーのある子。
- ⑤ 以前同じワクチンで異常な副作用が生じたことのある子。
- ⑥ 一年以内にケイレンのあった子。
- ⑦ 妊婦。
- ⑧ 種痘ではまん延性の皮フ病にかかっている子。
- ⑨ ポリオ生ワクチンでは下痢をしている子。
- ⑩ 生ワクチン接種後一カ月を過ぎている子。
- ⑪ その他医師が不適当と認めた時。

● 接種を受けた時の注意

- ① 接種当日は激しい運動などは避けましょう。
- ② 接種当日は入浴はやめましょう。
- ③ 接種を受けた部分(体の)は清潔にしておきましょう。
- ④ 接種を受けたら「日時」「種類」「反応」などを必ず母子手帳に記録しましょう。



去る9月26・27日、10月11日に実施しました貧血検査について、異状のない方には通知しません。なお貧血の疑いの方、高血圧の方、尿異常の方には、後日(十一月の予定)指導会を予定していただきますので、通知のあった方はご出席下さい。

文化祭

11月2日午前9時 ~ 午後4時
 11月3日午前9時 ~ 午後3時

恒例の町文化祭は11月2日・3日にわたり、松代小学校・松代町総合センターを会場にして開催いたします。

今年も、学校・文化団体の皆さまの協力をいただき、より一層盛大な文化祭にしたいと計画しています。

文化祭展示の内容は次のように計画しております。
 ご家族お揃いで観覧にお出かけ下さい。

●第一会場 松代小学校

校舎一階

カメラクラブ作品展
 (松代カメラクラブ)

校舎二階

- 。町婦人会作品展 (町連合婦人会)
 - 。町学童作品展 (町教育振興会)
 - 。園芸盆栽・自然愛護展 (園芸愛好会・自然愛護会)
- 校舎三階
- 。松代小学校児童作品展
 - 。書道展 (松代書道教室・室野書道会)



●第二会場 町総合センター

◎玄関前

1階

- 。菊花展覧会
- 。茶会 (松代お茶の会)
- 。生花展 (生花会)

2階

- 。写真でみる町政展
- 。富沢順平氏個展

3階

- 。ぶなの会美術展



芸能発表会

11月3日 午後1時より
 会場 松代小学校体育館

「出場予定グループ」

◎内容

- 。松代小学校児童
- 。つくし会 (おどりの会)
- 。松代民謡会 (おどりの会)
- 。民謡同好会 (おどりの会)
- 。平百会 (おどりの会)
- 。室野神楽保存会
- 。民謡会
- 。犬伏青年団 (裸太鼓)
- 。小荒戸詩吟同好会
- 。アマチュアバンド (なかよしグループ)



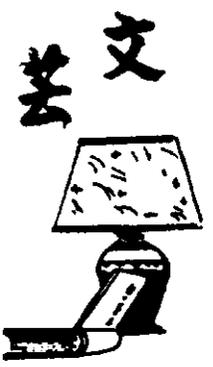
スタート直前、緊張の一瞬

恒例の東頸城郡中学校駅伝大会は、九月二十日郡内10カ校13チームが参加し開催されました。このコースは、松代中学校入口をスタートに、ゴールの安塚中学校前まで全長三三・五kmを9区間に分けて競われたものです。その結果、過去3年連続優勝を続けてきた松代中学校Aチームは惜しくも2位でしたが、山平中学校・孟地中学校チームは小規模校ながら上位入賞を果たす大健闘でした。

☆上位入賞と

町内学校の記録☆

| | | |
|-----|-------|------------|
| 優勝 | 松之山中A | 一時間四十八分〇五秒 |
| 2位 | 松代中A | 一時間四十八分二二秒 |
| 3位 | 安塚中A | 一時間四十八分三五秒 |
| 4位 | 山平中 | 一時間五十一分一六秒 |
| 5位 | 孟地中 | 一時間五十二分二七秒 |
| 10位 | 奴奈川中 | 一時間五十六分二六秒 |
| 12位 | 松代中B | 一時間五十八分一八秒 |



しづみ句会

春山他石先生 選
九月十八日於静風店

十六夜の月に誘われ三人来し
中稻終え晚稻刈る間の二三日
萩見ごろ来よと便りに添え書きす
幾曲りして来て村の萩見ごろ
公明

月の萩書院障子に美しく
穂ばらみの稲安泰の日のつづく
茶水

霧流れ霧に消されし国境
芒野は白き波立つうす月夜
悠歩

灯親し恩師の著書をとり出して
稲背負う姿街灯に影をひき
瀨舟

足洗い山路を帰る二日月
萩芒飾り良夜の月を待つ
常仙

刈り終えし田毎にうつる月澄みて
八千代

水豊か温泉も豊か萩の宿
雲切れてようやく月の宴となる
六花

稲の香を包みし小路大藁屋
枝豆や家立退きの話など
立石

秋らしき日和となれり雨上がる
秋祭り役者はすべて青年会
紅茶

故郷の銀河は近し旅終る
名月を賞ずる人なく村眠る
枯水

村雨のありたる月のやうすれ
虫の音に月さしている池の萩
炳史

墓畔む肩触れあいて老夫婦
青蒿の登り尽くして秋立つ日
静風

水たまり涼風の月ゆれうごく
名月や西空ついに雲晴れず
きく代

蒲生俳句会

九月例会

九月一日於折人居

あじさいの色褪せ閉校式了る
葛の蔓畦のり越えて稲摺む
耕山
蟬の声森に細りて秋の雲
いさぎよく着替えて早稲田刈りは
じむ
朝顔の花咲き乱れ露深し
なつかしき人の香残し盆去りぬ
月日
紫煙

俳句

月

千年柳 茶水

兄弟酒酌みかわす喜雨祝

穂ばらみの稲に安泰祈りけり

名月や柳の影に情深し

月に萩書院障子を美しく

老若き心とけあう月見宴

萩の花色やうすく今朝の雨

野尻湖の波静かなり天高し

日曜の分校ひそと萩の花

俳句

松代 本柳 常仙

しちんちの餅つくには葉けいとう

とやかやと言うても稲穂首をたれ

山あいのせゝらぎ秋の川

盆来るとよしあみする老父かな

盆迎い墓石に小さきよし掛け

豊作の秋の実りの穂の重さ

風鈴の音も冴え冴えと秋立ちぬ
弘法の悟り慕いて夏大樹

折人

草焼きの夕べ谷間にたなびけり
勝手口日除け涼しき糸瓜かな

泥水

うたたねの夢よりさめし虫の声
こおろぎの鳴く音を運ぶ風涼し

双葉

かけ水の水音高く秋きたる
盆客の汁に飛び入る虫もあり

面茶

こおろぎや夜は露めきて祭来る
穂ばらみすすきが下の石仏

たちず

明日をになう 若者を育てよう

★青少年健全育成 強調月間

十一月は「全国青少年健全育成 強調月間」です。

この月間行事は、今年から新しくスタートするものですが、非行防止を重点テーマに、総理府と社団法人・青少年育成国民会議が中心になって、全国的に行われます。次代をになう青少年を健全に育てることは、社会の一員である私たち一人ひとりにとって、大きな課題の一つですが、その一方で、非行が年々ふえているのが現実です。警察白書によりますと、昨年一年間に刑法犯で補導された少年は、全国で約十二万人にものぼっているのです。これは、前年に比べると三千六百人も増えている勘定になります。

このような青少年の非行を防ぐには、現場での補導といった直接的な非行防止対策の拡充はもちろんですが、一方では、家庭をはじめ職場や地域社会などあらゆる生活の場を通して、自立心や社会的連帯感を身につけさせることも大切です。

お知らせ

電話番号

新設・変更

◇電話番号変更について
今年五月より九月までの間に、新設・変更された電話番号をお知らせします。

| | | | |
|-----|----------|--------|-----|
| ◎新設 | 松代分所 | 七二二一四九 | 松代 |
| | 興相一美 | 七二二三九二 | " |
| | 飯千健二 | 七二二三九一 | " |
| | 武田繁男 | 七二二三七七 | " |
| | 戸田勝紀 | 七二二三七六 | " |
| | 藤田雅子 | 七二二三九九 | " |
| | 石川政秋 | 七二二三九四 | " |
| | 筑波孝夫 | 七二二三九七 | " |
| | 井部庸子 | 七二二三九八 | " |
| | 遠藤春治 | 七二二三九五 | " |
| | 武石文雄 | 七二二三九三 | " |
| | 飯千輝二 | 七二二〇四九 | " |
| | 浅野隆 | 七二二三九六 | " |
| | 猪又建設松代高校 | " | " |
| | 工事現場 | 七二二三六〇 | " |
| | 植木組 | 七二二三五三 | 犬伏 |
| | 池田福一郎 | 七二二〇九六 | 田野倉 |
| | 小荒戸公民館 | 七二四一四 | 小荒戸 |

電話の移転手続きの

変更について

他の市町村への電話の移転手続き(全国移転の手續き)は、この一〇月から電話局で、「お客さま記録票」の交付を受け、その「お客さま記録票」を移転先の電話局へご持参のうえ転入申込みをしていただくことになりました。
くわしくは窓口(TEL七二二二〇〇無料)へおたずねください。

上越歯科医師会から

休日歯科診療センター

開設のお知らせ

かねてより、上越歯科医師会で休日歯科診療センターの建設を進めて参りましたが、10月28日に竣工、11月3日から次のとおり診療を開始しますのでご利用下さい。

第四銀行

松代支店より

第四銀行では、従来国税(交通反則金を含む)の収納取扱いが出来ませんでした。現在郵便局のみ取扱い)此度日本銀行第入代理店の認可がおり、来る十月二日(月)から取扱いを開始していますので、精々ご利用お願いします。
.....

松代統合中学校へ

「記念樹」の贈呈

簡易保険は大正五年十月一日に発足以来、六十二年間みなさまとともに成長してまいりました。信越郵政局では、今後なおいっそうのご理解とご協力をいただくために十月を「簡易保険月間」として各種行事を行います。
なお主な行事は次のとおりです。
△「記念樹」の贈呈

昭和五十二年度中に簡保資金を融資した長野・新潟両県内の学校等の公共施設に記念の苗木(簡保の木)を贈呈することになり近日中に松代統合中学校に桜の苗木が贈られます。

△「記念アルバム」の贈呈
昭和五十三年十月一日から五日までに誕生されたお子さまに記念アルバムを贈ります。

- ①名称 休日歯科診療センター
- ②場所 上越市大字薄袋字西川原
上越歯科医師会館に併設
(上越商工会議所東隣り)
TEL 0255 21202

③診療日

日曜日・祭日・年末年始の休日
(12月29日から1月3日までの6日間)

④診療時間

午前9時より午後4時まで

⑤その他

診療を受けられる方は保険証をご持参下さい。

町剣道連盟から

剣道連盟では、六月より活動を開始しましたが、こんど小・中・高校生・一般の方を対象に剣道教室を開催いたします。防具は連盟で用意してありますが、竹刀については個人で用意して下さい。
◎日時 毎週木曜日
夜7時30分〜9時まで

◎場所 松代小学校

※くわしくは役場内連盟事務局へ.....

△「愛の献血絵がき」の贈呈
献血思想の普及促進に協力するため献血された方々に「日本赤十字社」を通じて「愛の献血はがき」を差し上げます。

II 結婚・独立資金に

「成人保険」を II

郵便局ではお子さまの結婚・独立資金を確保できるように九月一日から「成人保険」を発売しています。この保険は、お子さまが一定年齢(二二歳又は二五歳)になられた時に結婚や独立資金として保険金をお支払いするものです。

お子さまの確実な結婚、独立資金としてご計画にお役立てください。成人保険の概要は次のとおりです。
保険種類及び加入年齢等

| 保険種類 | 加入できる年齢 | 父母の年齢 | 保険金(円) |
|-------|---------|---------|--------|
| 22歳満期 | 10才〜16才 | 30才〜55才 | 四〇〇〇〇 |
| 25歳満期 | 10才〜19才 | 30才〜55才 | 六〇〇〇〇 |

詳しくは郵便局におたずねください。(電話七二二〇五〇番へ)